

会 議 録

1 会議名

令和5年度第9回大島区地域協議会

2 議題（公開）

1 協 議

- (1) 地域協議会活動報告会の開催について
- (2) 大島区における地域活性化の方向性について

3 その他

- (1) 要援護世帯除雪費助成事業の状況について
- (2) 令和5年度第10回地域協議会の開催日について

3 開催日時

令和5年12月20日（水）午後6時30分から7時15分まで

4 開催場所

大島若者交流会館 2階 多目的ホール

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：丸田新一（会長）、武田昌午（副会長）、飯田國男、内山元栄、中村朝彦、丸田松男、山岸久雄
- ・事務局：大島区総合事務所 岩野所長、岩野次長、武田市民生活・福祉グループ兼教育・文化グループ長、総務・地域振興グループ 高橋班長、篠原主任

8 発言の内容

【丸田会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・本日の会議録の確認は、委員番号8番の中村朝彦委員にお願いします。

- ・協議事項（１）地域協議会活動報告会の開催について、事務局に説明を求める。

【岩野次長】

- ・資料No.1に沿って説明。
- ・前は、地域協議会活動報告会の日時と会場を協議していただいた。
- ・今回は、資料No.1を参考に開催内容について協議していただきたい。

【丸田会長】

- ・協議事項（１）について、質疑を求めるもなし。
- ・事務局の説明のとおり、資料No.1の「3 開催内容」に沿って協議する。
- ・司会について、立候補等の意見を求める。

【丸田（松）委員】

- ・司会については、飯田（多）委員がよいと思う。

【丸田会長】

- ・ほかに意見を求めるもなし。
- ・司会について、飯田（多）委員に私から依頼したいと思うがよいか。
（「はい」の声）
- ・第5期大島区地域協議会の活動報告について、資料No.1のとおり、私から報告するということによいか。
（「はい」の声）
- ・第5期大島区地域協議会による4年間の振り返りについて、資料No.1のとおり、各委員から一言ずつ発表する形でよいと考えている。
- ・他に代案などあるか。
（特になし）
- ・第5期大島区地域協議会による4年間の振り返りについて、資料No.1のとおり、各委員から発表するということによいか。
（「はい」の声）
- ・そのほか、全体を通して、意見を求めるもなし。
- ・地域協議会活動報告会について、司会は飯田（多）委員とし、そのほかは資料No.1のとおりとして決定する。

【岩野次長】

- ・司会について、飯田（多）委員が断った場合はどうするか。

【丸田会長】

- ・その場合は、私の責任において、別の委員に依頼させていただく。
- ・協議事項（２）大島区における地域活性化の方向性について、事務局に説明を求める。

【岩野次長】

- ・資料No.2に沿って説明。

【丸田会長】

- ・協議事項（２）について、意見や質疑を求めるもなし。
- ・大島区における地域活性化の方向性について、資料No.2のとおり、今後協議を進めていく方針でよいか。
- ・（「はい」の声）
- ・前述のとおりで決定とする。

【岩野次長】

- ・資料No.2のスケジュールに沿って、事務局で資料等用意させていただく。
- ・なお、資料は事前配布するため、ご確認いただき、当日の地域協議会にて協議していただきたい。

【丸田会長】

- ・その他事項（１）要援護世帯除雪費助成事業の状況について、事務局に説明を求める。

【武田グループ長】

- ・資料No.3に沿って説明。
- ・前回協議会で、丸田（松）委員から質問のあった要援護世帯除雪費助成事業の利用世帯数について回答する。
- ・大島区における市の助成事業の実績としては、令和2年度の利用世帯数が85世帯、助成金額が436万4千330円、令和3年度の利用世帯数が93世帯、助成金額が409万7千570円、令和4年度の利用世帯数が91世帯、助成金額が308万4千680円となっている。

【岩野次長】

- ・私の方から補足説明させていただく。
- ・今ほど武田グループ長から、利用世帯数、助成金額を報告したが、認定世帯数につ

いては、令和5年度が104世帯、令和4年度が120世帯、令和3年度が114世帯となっている。

- ・認定世帯数の比較ということで参考にさせていただきたい。

【丸田会長】

- ・その他事項（1）について、意見や質疑を求める。

【丸田（松）委員】

- ・除雪業者のオペレーターの人材育成について、市からも協力していただいていると思うが、取組や実績などあれば教えていただきたい。

【岩野次長】

- ・手元に確認できる資料がないため、次回の協議会にて報告させていただきたい。
- ・また、今ほど私の方で、要援護世帯除雪費助成事業の認定世帯数を報告したが、令和2年度においては103世帯となっているため、補足させていただく。

【丸田会長】

- ・以前、市のワンオペ除雪に関する新聞記事を読んだが、山間地ではワンオペ除雪がうまくいっているというような内容であったと記憶している。
- ・大島区では、ワンオペ除雪を行っているか。

【武田グループ長】

- ・市道除雪においては、2人体制が本来であるが、大島区では、過去に大雪により十分な人員が確保できない状況となり、1人体制で除雪を行ったことがあると記憶している。

【丸田会長】

- ・早朝においてはできるかもしれないが、日中は難しいのではないかと感じた。

【岩野所長】

- ・この件については、持ち帰らせていただき、状況を確認したうえで報告させていただきたい。

【丸田会長】

- ・ほかに意見や質疑を求める。

【山岸委員】

- ・要援護世帯の認定基準について教えていただきたい。

【武田グループ長】

- ・高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者世帯、母子父子世帯、障害者世帯などが対象であり、これに加えて後述する要件のいずれにも該当する世帯が対象となる。
- ・市民税の所得割が非課税の世帯、生活保護を受給していない世帯、自己の労力で除雪ができない世帯、除雪する人が3親等までの親族でないことなどである。
- ・そのほか細かい要件もあるが、このような条件について、申請の段階で確認させていただき認定している。

【山岸委員】

- ・要援護世帯除雪費助成について、怪我をした場合など、年度の途中で申請することはできるのか。

【武田グループ長】

- ・可能である。その人の状況にあわせて対応させていただく。

【内山（元）委員】

- ・自然落下式の雪の除雪は対象になるか。

【岩野次長】

- ・市の助成では対象となる。
- ・国の災害救助法や県の災害救助条例が適用される場合においては、認められにくい現状がある。

【飯田（國）委員】

- ・国の災害救助法や県の災害救助条例が適用されるかどうかは積雪量で判断されると思うが、その基準値は区内の各観測地点での平均値となると聞いている。
- ・総合事務所と菖蒲では積雪量が異なるため、どうなのかとを感じる。

【岩野次長】

- ・災害救助法や条例においては、一つの地域という捉え方ではなく、一つの区という捉え方となる。
- ・これは法律の中で定められており、どこを観測地点とするかという問題である。
- ・大島区ではないが、各観測地点での積雪量に差があることから、過去に県の方へ観測地点の変更を依頼したことがある。
- ・その際の回答としては、観測はこれまで指定された同じ場所で行っており、災害救助条例適用を見越して、積雪の多い場所に観測地点を変更するということが考えられることから、基本的に従前の観測地点から変更はしないとの話であった。

- ・災害救助法令、条例が適用される場合、全額国が負担することとなっているため、その辺りのことを踏まえての回答であると思われる。

【山岸委員】

- ・観測地点は総合事務所と菖蒲であるという話があったが、庄屋の家でも積雪量を測定していると聞いている。これはどこに影響しているのか。

【岩野次長】

- ・庄屋の家については、市としての観測地点という位置づけとなっている。県には報告していない。

【丸田会長】

- ・ほかに意見を求めるもなし。
- ・その他事項(2) 令和5年度第10回地域協議会の開催日について、1月24日(水)午後2時から大島就業改善センターで開催することとしてよいか。
(「はい」の声)
- ・ほかに質疑を求めるもなし。
- ・それでは、以上をもって第9回地域協議会を閉会する。

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 61)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp